住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則概要

総務部市町村課

１．改正理由

住民基本台帳法の一部改正等により、新たに本人確認情報の利用事務が追加されたことなどから、「住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例（以下「住基条例」という。）」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（以下「番号条例」という。）」の規定のうち、法定事務と重複した事務に係る規定を削除する改正等を行ったことに伴い、所要の規定の整備を行った。

２．改正内容

① 住基条例の改正により住基条例第２条第１号及び第３条第１号で定める事務（別表１及び別表２に定める事務）が削除されたため、規則からも削除した。（別表第１及び別表第２関係９事務）

② 番号条例の改正により住基条例第２条第２号及び第３条第２号で定める事務（番号条例別表第１に定める事務）が削除されたため、規則からも削除した。（第３条ないし第１２条関係６事務）

③ 住民基本台帳法の一部改正等により追加された事務（地方自治法による歳入の徴収に関する事務）が、規則に定められている事務と一部重複するため、重複を解消する文言を追加した。（別表第１関係５事務）

④ 土地改良法の一部改正による条項ずれのため、規則で引用している土地改良法の条文を改正した。（別表第２）

⑤ その他、文言の整理等の所要の規定の整備を行った。

３．施行期日

令和７年１２月２３日